

損害賠償及び和解に関する件

令和7年（2025年）9月24日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、訴訟外の和解をするものとする。

記

1 相手方

札幌市清田区在住者

2 事故の概要

令和7年4月13日、札幌市清田区里塚緑ヶ丘3丁目において、走行中の相手方の自動車が、本市が管理する樹木の倒壊により損傷した。

3 損害賠償の額

2,332,000円

（理 由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。